

**社会福祉法人 精華町社会福祉協議会**  
**平成21年度 事業計画**

**目 次**

I	社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会	1
II	基本方針	2
III	セクション別重点目標	3
	1. 職員の資質向上と専門職の確保【地域福祉課 総務係】	3
	2. 経営の安定化に向けた円滑で効率的な法人体制の整備【地域福祉課 総務係】	4
	3. 小地域福祉活動の活性化【地域福祉課 地域福祉係】	4
	4. 個別ニーズに即したボランティア活動の充実【地域福祉課 地域福祉係】	4
	5. 社協会員の増強【地域福祉課 地域福祉係】	5
	6. 包括的支援事業の充実・強化【地域福祉課 地域包括支援センター係】	5
	7. ケアマネジャーの資質向上【在宅福祉課 居宅介護支援事業係】	5
	8. 訪問介護事業の体制強化【在宅福祉課 訪問介護事業係】	5
	9. デイサービス利用者・家族との交流及び支援【在宅福祉課 通所介護事業係】	6
IV	事業活動計画	6
	1. 地域福祉課 総務係	6
	2. 地域福祉課 地域福祉係	7
	3. 地域福祉課 地域包括支援センター係	9
	4. 在宅福祉課 居宅介護支援事業係	9
	5. 在宅福祉課 訪問介護事業係	10
	6. 在宅福祉課 通所介護事業係	10

## I 社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展、環境問題の深刻化、国や地方公共団体の深刻な財政危機への直面などを背景とし、従来の手法や発想にとらわれない大胆な改革が進められるなど、時代は大きな変革期にさしかかってきています。

このような中で、社会福祉基礎構造改革の基本的な方向性として、「サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立」や「個人の多様な需要に対する地域での総合的な支援」が提起された結果、平成12年に成立した社会福祉法では「地域福祉の推進」が福祉サービスの基本理念の一つとして初めて明記されました。

また、平成20年3月にまとめられた「これからの地域福祉のあり方研究会」（厚生労働省社会・援護局）による報告書では、地域の問題や求められる支援のあり方、住民参加の必要性、地域福祉を進めるために必要とされる条件とともに、地域福祉を推進するうえでの社会福祉協議会の役割などについても議論が行われました。

さらに、精華町においては、平成20年度に「精華町地域福祉計画」が策定され、地域福祉の推進役の中心に社会福祉協議会が位置付けられています。

これらの流れは、地域に存在する公私のさまざまな主体が協働して地域住民の多様なニーズに応える総合的な支援を行ってきた社会福祉協議会の活動が一定認められたものと考えられますが、本会の基本理念である『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』の実現を目ざして、従来から重点事業として取り組みを進めている「地域福祉活動の推進」と「在宅福祉サービスの充実」を中核として、より一層住民参加の促進を有機的に推進しながら各種事業強化策を改めて図らなければなりません。

一方、社会福祉協議会への補助金については、年々、厳しい状況となっており、新規事業や人件費を含む事務事業全体の財源確保が困難な状況になってきているうえ、介護保険事業を実施するうえで必須となる看護職や介護職などの専門職の離職率が他の産業より高く、確保が困難な時代を迎えています。

平成21年4月には、介護保険制度が始まって以来、初めて介護報酬の単価が上げられることとなりますが、事業者として介護従事者等の処遇改善措置を検討し、働きがいと魅力のある職場を築き、積極的に専門職の確保と人材育成に取り組む必要があります。

このような困難な状況に対し、本会として受け身に陥るのではなく、社会福祉法の考えに立脚した「地域住民に依拠した民間の福祉団体」として、信頼される社協作りや、地域のニーズと新しい時代の要請に基づいた新たな事業の開発・実施など、地域住民の福祉力を一層強化していく中で、財政の安定化に向けた経営が必要であると考えます。

## Ⅱ 基本方針

第2次地域福祉活動計画（平成20年度～平成24年度）の基本理念として定めた『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』を実現するため、次の基本方針を掲げて活動を推進します。

### 基本方針1 住民が主役の地域福祉活動を支えています

地域福祉の時代を迎える中で、住民が主役の地域福祉活動のシンボルとして、小地域福祉委員会（10自治会）の活動を引き続き支援するとともに、平成20年度から取り組んでいる「声かけ！せいかけ隊」の活動を拡充します。

住民の生活課題が複雑化してきている昨今、公的制度の利用だけでは地域生活が成り立たなくなってきた現状もあるため、インフォーマルなサービスが重要となってきました。このような流れを受けて、本会では平成18年度から地域住民による会員制の支えあい事業であるふれあいサポート事業を実施し、利用会員と協力会員の需給調整を行っています。

また、本会ではボランティアセンター機能を有していることから、地域住民のニーズにあわせたボランティア活動についても機能を強化し、ふれあいサポート事業とあわせて個別支援を目的とした需給調整業務を強化します。

さらに、インフォーマルサービスの担い手として小地域福祉委員会やサロン活動、民生児童委員やボランティアと連携して、実態や地域ニーズを把握するとともに、フォーマル・インフォーマルな地域資源とつながっているという社協の特性を活かして、総合相談体制づくりに取り組みます。

※ フォーマルサービス：公的機関が制度に基づいて行うサービス

※ インフォーマルサービス：地域社会やボランティア等が行う非公式的な援助

### 基本方針2 社協の特性を活かして、利用者の立場に立った在宅生活を支えています

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。

地域組織やボランティアなどのインフォーマルな活動を支援するとともに、デイサービスセンターをもつ事業者としてフォーマルサービスを提供しています。さらに、それらの資源をネットワーク化して、住民の生活全般を支えていることが本会の特性です。

住民が主役の地域福祉活動を支えるとともに、インフォーマル・フォーマルサービスを利用者の立場に立って一体的に提供することにより、高齢者や障がい者の在宅、地域生活を支えています。

また、デイサービスセンターという在宅福祉活動の拠点を確立したことに伴い、

利用者本位の総合的な福祉サービスを提供するとともに、事業の透明性や公平性を確保し、自立した安定的な財源確保を旨とします。

### **基本方針3 時代の変化に対応して社協の体制づくりをめざします**

本会の業務に関連する法制度の見直しが予想されることに加えて、人口増加、地域差への対応など、将来的なサービス拡大が予想されます。

しかしながら、看護職や介護職などの専門職の離職率は、他の産業に比べて高いことが明らかとなっています。

今後は、介護従事者等の処遇改善措置を検討し、働きがいと魅力のある職場環境を時代の変化に即して築き上げていくことが求められています。

今年度は、平成19年度に策定した「職員の育成に関する方針」に基づいて、職員の確保や人材育成、社協職員としての資質の向上、管理職候補者の育成など、事業の拡大に備えた経営体制づくりを強化する一方で、現在の組織機構の見直しを検討し、取り組みによっては課及び係の枠を超えたチームを編成するなど、組織機構にとらわれない弾力的な事務局運営を行います。

また、今年度は役員等の改選期であることから、役員及び評議員、地区福祉推進委員の役割と選出方法などの見直しを図り、地域福祉の担い手で構成された住民主体の組織を旨とします。

さらに、本会の取り組みを町全域に啓発し、趣旨に賛同する会員を増やしていくことを旨として、社協会員増強計画を策定し、強化月間を定めて取り組みを推進するとともに、会費を地域へ還元していくなど、地域住民に支えられた組織を旨とします。

また、地域住民の信頼を得るためには、事業経営の透明性を確保することが必要であり、情報公開並びに介護サービス部門における第三者評価事業などの取り組みを進めるとともに、平成20年度に再構築した本会ホームページの積極的活用により、迅速かつ正確な情報を地域住民に提供するとともに、説明責任を果たします。

## **Ⅲ セクション別重点目標**

### **1. 職員の資質向上と専門職の確保【地域福祉課 総務係】**

住民サービスの向上に資するため、本会職員に対して体系的な研修の実施を継続して進め、職員一人ひとりの育成を旨とするとともに、管理職候補者を育成する一方で、看護職や介護職の採用が困難な時代を迎えていることから、専門職の確保に努めます。

また、組織に対する信頼性を高めるため、引き続き「福祉サービス苦情解決事業実施要綱」に則った各係での苦情解決体制の整備に努め、適切な苦情解決に取り組みます。

## 2. 経営の安定化に向けた円滑で効率的な法人体制の整備【地域福祉課 総務係】

福祉ニーズの複雑化や多様化、財政状況の緊縮など、本会を取り巻く状況は引き続き厳しい内容となっています。

その状況をふまえて、より円滑で効率的な事務事業執行体制が図れるよう、また、本会の方針に沿った活動を推進できるよう、経営の安定化に向けた自主財源の確保に引き続き尽力し、法人全体として採算を図ることを目的として柔軟に事業を展開するとともに、本会ホームページを活用して積極的な情報提供・情報公開に努めます。

また、今年度は役員等の改選期であることから、役員及び評議員の役割と選出方法などの見直しを図り、地域福祉の担い手で構成された住民主体の組織を旨とします。

## 3. 小地域福祉活動の活性化【地域福祉課 地域福祉係】

住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を守っていくためには、地域住民同士が手を携えあう必要があります。

精華町内においては、本会が推進している小地域福祉委員会活動のほか、小地域福祉活動の代表的な活動でもあるふれあいサロン活動に取り組んでいる自治会が多数あります。

平成20年度から取り組んでいる「声かけ！せいか隊」（京都府高齢者見守り隊事業）や小地域福祉活動を効率的に推進するためには、それぞれの活動に参加する支援者の連携が必要であるため、専門家の助言を得ながら活動支援者の研修会を開催し、小地域福祉活動の活性化を図ります。

また、小地域福祉活動を推進するにあたって、中心的役割を担う地区福祉推進委員は、各自治会から1名の選出であることから、自治会の実情にあった活動がすすめられるよう選出人数を見直すとともに、活動に対する理解を深めていただけるよう研修会を開催します。

## 4. 個別ニーズに即したボランティア活動の充実【地域福祉課 地域福祉係】

近年の福祉課題は、個別支援が複雑化していることから専門職しか対応できない困難事例が増えつつある一方で、公的制度だけでは解決できない事例が増加傾向にあります。

本会の理念である「地域で共に助けあい 支えあうまちづくり」を実現するためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠であると考えます。地域住民に対して、支援の必要な人の理解を深めるための取組みを進めるとともに、個別支援に対応できるようボランティアセンターの機能強化を目指します。

## 5. 社協会員の増強【地域福祉課 地域福祉係】

地域福祉活動を積極的に展開していくためには、本会の活動内容を理解していただく社協会員を増やすとともに、活動の貴重な財源である社協会費を増やすことが重要です。

平成20年度に法人会員の数を大幅に増やせたことから、今年度は、法人会員の更なる獲得に重点を置いた会員増強計画を作成し、役職員一丸となって本会の活動を周知するため地域に出向くとともに、「せいか社協のひろば」を開催することにより、本会の取り組みを地域住民に周知し、社協会員の増強を目ざします。

## 6. 包括的支援事業の充実・強化【地域福祉課 地域包括支援センター係】

地域包括ケアの中核機関として、地域に対して介護や認知症の予防、権利擁護に関する普及啓発を継続するとともに、他機関との連携や情報の共有により地域包括支援センターの認知度を高め、総合相談機能を充実します。

また、相談の内容や経過の集約など情報のデータベース化を図り、個人及び地域の実態把握機能を強化し、迅速かつ幅広く対応できる体制を整備します。

さらに、高齢者虐待防止ネットワークの構築にむけて行政との相互連携を図り、介護保険事業所を支援するための仕組みを整備することにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に推進します。

## 7. ケアマネジャーの資質向上【在宅福祉課 居宅介護支援事業係】

毎年度実施されている「介護サービス情報の公表」における調査内容等を踏まえた上で、今年度も引き続き居宅介護支援事業の質の向上に取り組みます。

平成20年度に社会資源の調査を行いました。今後は、随時情報を更新しながら、資料を活用してケアマネジメント業務に役立てていきます。

今年度から第2次地域福祉活動計画に則り、ケアマネだよりを発行し、利用者や家族との更なる連携を深めていくとともにアンケート調査も実施し、率直な意見を受け止め、きめ細かいケアプラン作成を目ざします。

また、ケアプランの内容も今まで以上に多様化し、困難な事例も増えていくことが予想されるため、緊密に医療と連携し、積極的に研修及び勉強会を行い、各介護支援専門員（ケアマネジャー）の質の向上を目指し、第三者評価事業の受診につなげていきます。

## 8. 訪問介護事業の体制強化【在宅福祉課 訪問介護事業係】

訪問介護計画に至るアセスメント（観察）及びモニタリング（評価）の重要性を認識し、介護支援専門員等と密に連携を取り、訪問介護計画及び活動手順の充実を図ります。

あわせて利用者ごとのケア会議をサービス提供責任者が中心となって開催し、個

別で独自のサービス提供に努めます。

また、訪問介護員に対して個別の研修計画を作成します。実践するにあたっては、月1回のヘルパーミーティング等の中で、介護技術・関係法令・資格取得等に向けての取り組みを行い、全ヘルパーの資質向上に努め、利用者に満足していただけるサービスを提供します。

## 9. デイサービス利用者・家族との交流及び支援【在宅福祉課 通所介護事業係】

利用者の状態に最も適したサービスを提供できるように、通常規模型通所介護事業、認知症対応型通所介護事業、介護予防通所介護事業に分けて事業を行っていますが、介護サービスの質を問われる中で、実際に利用されている利用者や家族の意見を伺う機会を積極的にもつために、アンケート調査や家族との交流会などを実施します。これからのサービスの維持・向上に向けての課題が明確にできるとともに、家族介護に対する支援への取り組みにつなげたいと考えます。

また、介護予防通所介護事業や生きがい活動支援通所事業においては、利用者の心身機能の維持向上による生活の質の向上を目ざし、引き続き機能訓練等の適切な実施を目ざします。

さらに、介護予防の必要な方にも関心をもって事業を利用してもらえるように啓発にも力を入れます。

## IV 事業活動計画

### 1. 地域福祉課 総務係

- (1) 法人の運営に関する会議等の運営
  - ① 正副会長会議（三役会議）の開催
  - ② 理事会・評議員会の開催
  - ③ 監事による監査の実施
  - ④ 役員及び評議員の改選事務
- (2) 事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進
  - ① 情報公開・個人情報保護に関する業務
  - ② 福祉サービス苦情解決事業の実施
- (3) 給与・人事関係事務
  - ① 給与事務
  - ② 労務管理・福利厚生事務
  - ③ 人事にかかる事務
- (4) 経理関係事務
  - ① 予算案編成・決算案調整

- ②出納業務
- (5) 職員研修の実施
  - ①職員研修の実施
  - ②交通安全講習の実施
- (6) 各種基金の造成管理
- (7) 生活福祉資金貸付事業等事務
  - ①生活福祉資金貸付事業事務〈受託事業〉
  - ②離職者支援資金貸付事業事務〈受託事業〉
- (8) 住民全般を対象とした相談事業の実施
  - ①弁護士による無料法律相談事業の実施
  - ②司法書士による無料法律相談事業の実施
- (9) 施設及び固定資産管理業務
  - ①地域福祉センターかしのき苑の貸館・保守点検管理業務〈受託事業〉
  - ②デイサービスセンター保守点検管理業務

## 2. 地域福祉課 地域福祉係

- (1) 会員増強運動の実施
  - ①会員増強計画の作成
  - ②説明会の開催
- (2) 地域福祉に関する委員会等の運営
  - ①ボランティアセンター運営委員会の開催
  - ②地域福祉活動計画推進委員会の開催《チーム運営》
  - ③地区福祉推進委員等研修会の開催《チーム運営》
  - ④地区福祉推進委員の改選事務
- (3) 地域福祉活動の推進
  - ①小地域福祉委員会活動支援業務《チーム運営》
  - ②レクリエーション機器等貸出事業の実施
  - ③ふれあいサポート事業の実施
  - ④災害に関する事業の実施
- (4) ボランティア活動の推進
  - ①ボランティア登録及び需給調整に関する業務
  - ②ボランティア保険等に関する業務
  - ③ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務
  - ④ボランティア活動に関する講座の開催
  - ⑤ボランティア連絡協議会・サロンボランティア連絡会への活動支援
- (5) 災害ボランティアセンターの設置・運営
  - ①災害ボランティアの募集及び養成

- ②災害ボランティアコーディネーターの養成
- ③災害ボランティアセンター活動備品等の整備業務
- ④災害時要配慮者台帳の整備業務《新規・チーム運営》
- (6) 高齢者等を対象とした事業の実施
  - ①配食サービス事業の実施〈受託事業〉
  - ②紙おむつ等給付事業の実施〈受託事業〉
  - ③寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の実施〈受託事業〉
  - ④軽度生活援助事業の実施〈受託事業〉
  - ⑤訪問理美容サービス事業の実施〈受託事業〉
  - ⑥外出支援事業の実施〈受託事業〉
  - ⑦介護者リフレッシュ事業の実施〈受託事業〉
  - ⑧テレフォンサービス事業の実施
  - ⑨一人暮らし高齢者友愛訪問事業の実施
  - ⑩高齢者見守り隊事業の実施《補助事業・チーム運営》
- (7) 高齢者の社会参加を促進するための事業等の実施
  - ①一人暮らし高齢者等会食交流会の実施
  - ②一人暮らし高齢者の会「若葉会」の事務局運営
- (8) 児童等を対象とした事業の実施
  - ①親子ふれあい推進事業（せいか社協のひろば）の実施
  - ②子育てサロンへの活動支援
  - ③夏休み地域児童福祉活動助成事業の実施
  - ④小・中・高等学校における福祉体験学習への支援
- (9) 障害者を対象とした事業の実施
  - ①障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉
  - ②日常生活用具貸出事業の実施
- (10) 広報啓発事業の実施
  - ①せいか社協だよりの発行
  - ②ホームページの充実
  - ③福祉啓発映画上映会（せいか社協のひろば）の実施
  - ④ふれあいまつり・せいか祭りにおける社協事業啓発
- (11) 福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉
- (12) 共同募金配分事業の実施
  - ①福祉団体等への助成金交付の実施
  - ②社会福祉団体等助成事業の実施
  - ③個人給付（歳末お見舞金）の実施
  - ④地域サロン活動への助成金交付の実施
  - ⑤一人暮らし高齢者等おせち宅配事業の実施

- ⑥在宅高齢者等介護用品支給事業の実施
- (13) 共同募金会事務局の運営
- (14) ボランティア基金運用益によるボランティア活動基盤整備事業の実施

### 3. 地域福祉課 地域包括支援センター係

- (1) 予防給付に関するケアマネジメント業務〈受託事業〉
  - ①介護予防ケアプランの作成
  - ②サービス担当者会議の開催
  - ③モニタリング・アセスメント業務の実施
  - ④給付管理業務の実施
- (2) 総合的な相談支援業務及び権利擁護業務〈受託事業〉
  - ①既存ネットワークなどの実態把握《チーム運営》
  - ②高齢者実態把握業務の実施《チーム運営》
  - ③総合相談窓口としての周知・啓発の強化
  - ④高齢者の権利擁護業務の実施《チーム運営》
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〈受託事業〉
  - ①日常的個別指導・相談業務の実施
  - ②支援困難事例等への指導・助言業務の実施
  - ③包括的・継続的なケア体制構築業務の実施
  - ④ケアマネジャーネットワーク形成業務の実施
- (4) 地域包括ケア体制の整備・普及啓発業務
  - ①地域包括連絡会議の実施
  - ②出張講座の実施

### 4. 在宅福祉課 居宅介護支援事業係

- (1) 要介護者ケアマネジメント業務
  - ①ケアプランの作成
  - ②サービス担当者会議の開催
  - ③モニタリング・アセスメント業務の実施
  - ④給付管理業務の実施
- (2) 要支援者ケアマネジメント業務
  - ①介護予防ケアプランの作成
  - ②サービス担当者会議の開催
  - ③モニタリング・アセスメント業務の実施
- (3) 介護保険要介護認定調査の実施〈受託事業〉
- (4) 地域の社会資源の把握業務
- (5) 介護サービス第三者評価事業の受診（新規）

- (6) 利用者へのアンケート調査の実施（新規）
- (7) ケアマネだよりの発行（新規）

#### 5. 在宅福祉課 訪問介護事業係

- (1) 要介護者への訪問介護事業の実施
  - ①訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
  - ②サービス担当者会議の開催
- (2) 要支援者への予防訪問介護事業の実施
  - ①予防訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
  - ②個別ケア会議の開催
- (3) 障害者居宅介護事業の実施
- (4) 難病患者ホームヘルプサービス事業の実施（受託事業）

#### 6. 在宅福祉課 通所介護事業係

- (1) 要介護者への通所介護事業の実施
  - ①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
  - ②サービス担当者会議の開催
- (2) 認知症要介護者への通所介護事業の実施
  - ①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
  - ②サービス担当者会議の開催
- (3) 要支援者への介護予防通所介護事業の実施
  - ①予防通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
  - ②サービス担当者会議の開催
- (4) 生きがい活動支援通所事業の実施（受託事業）
- (5) 特定高齢者介護予防事業の実施（受託事業）
- (6) デイサービスセンター防災訓練等の実施
- (7) 家族交流会の実施（新規）
- (8) 利用者へのアンケート調査の実施（新規）